

四 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

改正案	目次 第一編 総則 第一章 第四章（略） 第五章 事業年度等（第十三条・第十五条の二） 第六章（略） 第二編 内国法人の納税義務 第一章 各事業年度の所得に対する法人税 第一節・第二節（略） 第三節 申告、納付及び還付等 第一款 第四款（略） 第五款 更正の請求の特例（第八十二条） 第一章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税 第一節 課税標準及びその計算（第八十二条の二・第八十二条の三） 第二節 税額の計算（第八十二条の四・第八十二条の七） 第三節 申告、納付、還付等（第八十二条の八・第八十二条の十七） 第二章 退職年金等積立金に対する法人税 第一節 第三節（略）
現行	目次 第一編 総則 第一章 第四章（略） 第五章 事業年度（第十三条・第十五条） 第六章（略） 第二編 内国法人の納税義務 第一章 各事業年度の所得に対する法人税 第一節・第二節（略） 第三節 申告、納付及び還付等 第一款 第四款（略） 第五款 更正の請求の特例（第八十二条） 第二章 退職年金等積立金に対する法人税 第一節 第三節（略）

第三章（第五章）（略）

第三編（第五編）（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十九（略）

二十 欠損金額 各事業年度又は各計算期間の所得の金額の計算上当該事業年度又は当該計算期間の損金の額が当該事業年度又は当該計算期間の益金の額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。

二十一 二十六（略）

二十七 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。次号及び第二十八号において同じ。）を除く。）をいう。

二十七の二 投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条

第三章（第五章）（略）

第三編（第五編）（略）

附則

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 十九（略）

二十 欠損金額 各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額が当該事業年度の益金の額をこえる場合におけるそのこえる部分の金額をいう。

二十一 二十六（略）

二十七 合同運用信託 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するものをいう。

（新設）

第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。

二十八 証券投資信託 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する外国投資信託をいう。

二十九 (略)

二十九の二 特定目的信託 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第十二項(定義)に規定する特定目的信託をいう。

二十九の三 特定信託 次に掲げる信託をいう。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律(以下この号において「投資信託法」という。)第二条第三項に規定する投資信託のうち、次に掲げる信託以外のもの

(1) 投資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託

(2) その投資信託の受益証券の発行に係る募集が、投資信託法第二条第十三項に規定する公募により行われ、かつ、主として国内において行われるものとして政令で定めるもの(1)に掲げる信託を除く。)

ロ 特定目的信託

三十・三十一 (略)

三十一の二 特定信託中間申告書 第八十二条の八第一項(特定信託に係る中間申告)の規定による申告書をいう。

三十一の三 特定信託確定申告書 第八十二条の十第一項(特定信

二十八 証券投資信託 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第一項(定義)に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託をいう。

二十九 (略)

(新設)

(新設)

三十・三十一 (略)

(新設)

(新設)

託に係る確定申告)の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書を含む。)をいう。

三十二丁四十 (略)

四十一 中間納付額 第七十六条(中間申告による納付)(第四百十五条第一項において準用する場合を含む。)又は第八十二条の十一(特定信託に係る中間申告による納付)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の法人税の額)をいう。

四十二丁四十八 (略)

(特定信託の受託者である内国法人の特定信託に係る所得の課税)

第七条の二 特定信託の受託者である内国法人に対しては、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

(退職年金業務等を行う内国法人の退職年金等積立金の課税)

第八条 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行う内国法人に対しては、第五条(内国法人の課税所得の範囲)及び前条の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

三十二丁四十 (略)

四十一 中間納付額 第七十六条(中間申告による納付)(第四百十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定により納付すべき法人税の額(その額につき修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の法人税の額)をいう。

四十二丁四十八 (略)

(新設)

(退職年金業務等を行なう内国法人の退職年金等積立金の課税)

第八条 第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行なう内国法人に対しては、第五条(内国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各事業年度の退職年金等積立金について、退職年金等積立金に対する法人税を課する。

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十二条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、投資信託、特定目的信託、第三十七条第五項（寄付金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一・二（略）

2 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項において同じ。）の合同運用信託、投資信託（特定信託に該当するものを除く。）、第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられ

（信託財産に係る収入及び支出の帰属）

第十二条 信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。ただし、合同運用信託、証券投資信託、第三十七条第五項（寄付金の損金不算入）に規定する特定公益信託又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項（基金の業務）若しくは第三百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出については、この限りでない。

一・二（略）

2 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）の合同運用信託、証券投資信託、第三十七条第五項に規定する特定公益信託又は第八十四条第一項に規定する適格退職年金契約、厚生年金基金契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約若しくは国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項若しくは第三百三十七条の十五第四項に規定する契約に係る信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社の収入及び支出でな

る収入及び支出は、当該信託会社の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

3 信託会社の特定信託の信託財産に帰せられる収入及び支出は、当該信託会社の各事業年度の所得及び清算所得の金額の計算上、当該信託会社の収入及び支出でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

4 (略)

第五章 事業年度等

(計算期間)

第十五条の二 この法律において「計算期間」とは、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間をいう。ただし、当該期間が一年を超える場合（政令で定める場合を除く。）は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2 前項ただし書に規定する場合において、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の最初の計算期間のみが一年を超え、かつ、二年に満たないものであるときは、当該計算期間については、同項の規定にかかわらず、その開始の日から当該計算期間の末日の一年前の日までの期間と同日の翌日から当該計算期間の末日までの期間をそれぞれ当該特定信託の計算期間とみなす。

3 次の各号に規定する信託が当該各号に掲げる場合に該当すること

いものとみなして、この法律の規定を適用する。

(新設)

3 (略)

第五章 事業年度

(新設)

となつたときは、その該当することとなつた日の属する当該信託の計算期間については、当該各号に定める期間をそれぞれ特定信託の計算期間とみなす。

一 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた場合
その該当することとなつた日から当該特定信託に該当することとなつた信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間の末日までの期間（当該期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）とする。）

二 特定信託がその計算期間の中途において終了した場合、その計算期間開始の日から当該終了の日までの期間

三 特定信託がその計算期間の中途において特定信託に該当しないこととなつた場合、その計算期間開始の日からその該当しないこととなつた日までの期間

4 特定信託の受託者である内国法人は、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間を変更した場合には、遅滞なく、その特定信託の名称、変更前の信託の計算期間及び変更後の信託の計算期間を納税地の所轄税務署長に届け出なければならない。

（各事業年度の所得の金額の計算）

第二十二条 （略）

2、4 （略）

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金

（各事業年度の所得の金額の計算）

第二十二条 （略）

2、4 （略）

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金

額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。）をいう。

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）のうち、特定株式等以外の株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。）に係る配当等の額の百分の八十に相当する金額及び特定株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は資産の流動化に関する法律第二百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配その他これに類する金銭の分配として政令で定めるものを含む。第三号において同じ。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。第三号において同じ。）の額

二 特定信託の収益の分配の額として政令で定めるところにより計算した金額

三 （略）

2 } 6 （略）

額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百一条第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。）をいう。

（受取配当等の益金不算入）

第二十三条 内国法人が受ける次に掲げる金額（外国法人若しくは公益法人等又は人格のない社団等から受けるものを除く。以下この条において「配当等の額」という。）のうち、特定株式等以外の株式等（株式、出資又は受益証券をいう。以下この条において同じ。）に係る配当等の額の百分の八十に相当する金額及び特定株式等に係る配当等の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

一 利益の配当（商法第二百九十三条ノ五第一項（中間配当）に規定する金銭の分配を含む。次号において同じ。）又は剰余金の分配（出資に係るものに限る。次号において同じ。）の額

（新設）

二 （略）

2 } 6 （略）

第一章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準）

第八十二条の二 特定信託の受託者である内国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

（新設）

（特定信託の各計算期間の所得の金額の計算）

第八十二条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、前章第一節第二款から第五款まで（内国法人の各事業年度の所得の金額の計算）（第四十二条から第四十六条まで（固定資産等の圧縮額の損金算入等）、第五十一条（特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入）、第五十三条（返品調整引当金）及び第五十四条（退職給与引当金）並びに第四款第九目（契約者配当等）を除く。）及び第七款（各事業年度の所得の金額の計算の細目）の規定に準じて計算した金額とする。

（新設）

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

第八十二条の四 特定信託の受託者である内国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(新設)

(同族特定信託の特別税率)

第八十二条の五 同族特定信託の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である内国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

(新設)

一 年三千万円以下の金額 百分の十

二 年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五

三 年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する同族特定信託とは、受益権を有する者(同族会社でない法人を除く。)の三人以下並びにこれらと政令で定める特殊の関係のある個人及び法人(同族会社でない法人を除く。)が有す

る受益権のその特定信託に係るすべての受益権に対する割合が百分の五十以上に相当するものとして政令で定める特定信託をいう。

3 第一項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額（次項において「所得等の金額」という。）のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額（次条及び第八十二条の七（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

4 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれが多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額
二 年千五百万円

5 計算期間が一年に満たない第二項に規定する同族特定信託に対する第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「年三千万円」とあるのは「三千万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、「年一億円」とあるのは「一億円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」と、前項中「年千五百万円」とあるのは「千五百万円を十二で除し、これに当該計算期間の月数を乗じて計算した金額」とする。

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第一項の場合において、特定信託が同項の同族特定信託に該当するかどうかの判定は、当該特定信託の当該計算期間終了の時の現況による。

（特定信託に係る所得税額の控除）

第八十二条の六 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益、利益の分配、報酬若しくは料金又は賞金の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 第六十八条第三項及び第四項（所得税額の控除）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

（特定信託に係る外国税額の控除）

第八十二条の七 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税（第六十九条第一項（内国法人に係る外国税額の控除）に規定する外国法人税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）を納付することとなる場合には、当該計算期間の所得の金額につき第八十二条の

（新設）

（新設）

四（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率）の規定を適用して計算した金額のうち、当該計算期間の所得でその源泉が国外にあるものに対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（次項及び第三項において「控除限度額」という。）を限度として、その外国法人税の額（その所得に対する負担が高率な部分として政令で定める金額を除く。次項及び第三項において「控除対象外国法人税の額」という。）を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

2 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の控除限度額と地方税控除限度額として政令で定める金額との合計額を超える場合において、当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間の控除限度額のうち当該計算期間に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除限度額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、その繰越控除限度額を限度として、その超える部分の金額を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

3 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額が当該計算期間の控除限度額に満たない場合において、当該計算期間開始の日前三年以内に開始した各計算期間において納付することとなつた控除対象外国法人税の額のうち当該計算期間

に繰り越される部分として政令で定める金額（以下この項において「繰越控除対象外国法人税額」という。）があるときは、政令で定めるところにより、当該控除限度額から当該計算期間において納付することとなる控除対象外国法人税の額を控除した残額を限度として、その繰越控除対象外国法人税額を当該計算期間の所得に対する法人税の額から控除する。

4 特定信託の受託者である内国法人が各特定信託の信託財産について納付することとなつた外国法人税の額の全部又は一部につき前三項の規定の適用を受けた後において当該外国法人税の額が減額された場合におけるこれらの規定の適用については、政令で定めるところによる。

5 第六十九条第十項から第十二項までの規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第十項中「第一項」とあるのは「第八十二条の七第一項（特定信託に係る外国税額の控除）」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「の額」とあるのは「の額（同項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。次項において同じ。）」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、同条第十一項中「第二項及び第三項」とあるのは「第八十二条の七第二項及び第三項」と、「繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度」とあるのは「繰越控除限度額（同条第二項に規定する繰越控除限度額をいう。以下この項において同じ。）又は繰越控除対象外国法人税額（同条第三項に規定する繰越控除対象外国法人税額をいう。以

下この項において同じ。）に係る計算期間」と、「事業年度以後の各事業年度について当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度」とあるのは「計算期間以後の各計算期間について当該各計算期間の控除限度額（同条第一項に規定する控除限度額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各計算期間」と、「確定申告書を」とあるのは「特定信託確定申告書を」と、「とする事業年度の確定申告書」とあるのは「とする計算期間の特定信託確定申告書」と、「当該各事業年度の確定申告書に当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度」とあるのは「当該各計算期間の特定信託確定申告書に当該各計算期間の控除限度額及び当該各計算期間」と、同条第十二項中「第一項」とあるのは「第八十二条の七第一項」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「につき第一項」とあるのは「につき同条第一項」と読み替えるものとする。

第三節 申告、納付、還付等

（特定信託に係る中間申告）

第八十二条の八 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託の計算期間が六月を超える場合（政令で定める場合を除く。）には、当該計算期間開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

（新設）

一 当該特定信託の当該計算期間の前計算期間の特定信託確定申告書に記載すべき第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）に掲げる金額で当該計算期間開始の日以後六月を経過した日の前日までに確定したものを当該前計算期間の月数で除し、これに六を乗じて計算した金額

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項第一号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（特定信託中間申告書の提出がない場合の特例）

第八十二条の九 特定信託中間申告書を提出すべき内国法人がその特定信託中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その内国法人については、その提出期限において、税務署長に対し前条第一項各号に掲げる事項を記載した特定信託中間申告書の提出があつたものとみなして、この法律の規定を適用する。

（特定信託に係る確定申告）

第八十二条の十 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託の各計算期間終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、当該特定信託の決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該計算期間の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 前号に規定する所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を

（新設）

（新設）

適用して計算した法人税の額

三 第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

四 特定信託の受託者であるその内国法人が当該計算期間につき特定信託中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかったものがある場合には、その控除しきれなかった金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他大蔵省令で定める事項

2 前項の規定による申告書には、当該計算期間に係る貸借対照表、損益計算書その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

（特定信託に係る中間申告による納付）

第八十二条の十一 特定信託中間申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した第八十二条の八第一項第一号（特定信託中間申告書の記載事項）に掲げる金額があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（特定信託に係る確定申告による納付）

第八十二条の十二 第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告

（新設）

（新設）

（ ）の規定による申告書を提出した内国法人は、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる金額（同項第四号の規定に該当する場合には、同号に掲げる金額）があるときは、当該申告書の提出期限までに、当該金額に相当する法人税を国に納付しなければならない。

（特定信託に係る所得税等の還付）

第八十二条の十三 特定信託確定申告書の提出があつた場合において、当該申告書に第八十二条の十第一項第三号（所得税等の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、当該申告書を提出した内国法人に対し、当該金額に相当する税額を還付する。

2 第七十九条第二項から第四項まで（所得税等の還付）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第三項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

（特定信託に係る中間納付額の還付）

第八十二条の十四 特定信託中間申告書を提出した内国法人からその特定信託中間申告書に係る計算期間の特定信託確定申告書の提出があつた場合において、その特定信託確定申告書に第八十二条の十第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額の記載があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該金額に相当する中

（新設）

（新設）

間納付額を還付する。

2 税務署長は、前項の規定による還付金の還付をする場合において、同項の特定信託中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、同項の規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

3 第八十条第三項から第六項まで（中間納付額の還付）の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と、同条第四項中「事業年度」とあるのは、「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは、「延滞税」と読み替えるものとする。

（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）

第八十二条の十五 特定信託の受託者である内国法人の青色申告書である特定信託確定申告書を提出する計算期間において生じた欠損金額がある場合には、その内国法人は、当該申告書の提出と同時に、納税地の所轄税務署長に対し、当該欠損金額に係る計算期間（以下この項において「欠損計算期間」という。）開始の日前一年以内に開始したいずれかの計算期間の所得に対する法人税の額（附帯税の額を除くものとし、第八十二条の六及び第八十二条の七（税額控除）の規定により控除された金額がある場合には、当該金額を加算した金額とする。以下この条において同じ。）に、当該いずれかの計算期間（以下この条において「還付所得計算期間」という。）の所

（新設）

得の金額のうちに占める欠損計算期間の欠損金額（この条の規定により他の還付所得計算期間の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするものを除く。）に相当する金額の割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を請求することができる。

2 前項の場合において、既に当該還付所得計算期間の所得に対する法人税の額につきこの条の規定の適用があつたときは、その額からその適用により還付された金額を控除した金額をもつて当該法人税の額とみなし、かつ、当該還付所得計算期間の所得の金額に相当する金額からその適用に係る欠損金額を控除した金額をもつて当該還付所得計算期間の所得の金額とみなして、同項の規定を適用する。

3 第八十一条第三項及び第五項から第七項まで（欠損金の繰戻しによる還付）の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「還付所得事業年度」とあるのは「当該特定信託につき第八十二条の十五第一項（特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付）に規定する還付所得計算期間」と、「欠損事業年度の前事業年度までの各事業年度」とあるのは「欠損計算期間（同項に規定する欠損計算期間をいう。以下この項において同じ。）の前計算期間までの各計算期間」と、「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、「欠損事業年度」とあるのは「欠損計算期間」と、同条第五項中「その還付」とあるのは「その還付の請求に係る特定信託の名称、その還付」と、「法人税の額」とあるのは「第八十二条の十五第一項に規定する法人税の額」

と、同条第七項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

（前計算期間の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）

第八十二条の十六 第八十二条（前事業年度の法人税額等の更正等に伴う更正の請求の特例）の規定は、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による更正の請求について準用する。この場合において、第八十二条中「確定申告書に」とあるのは「特定信託確定申告書に」と、「第七十四条第一項第一号から第五号まで（確定申告書）」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号から第五号まで（特定信託確定申告書）」と、「事業年度」とあるのは「計算期間」と、「第七十四条第一項第二号又は第四号」とあるのは「第八十二条の十第一項第二号又は第四号」と、「第七十四条第一項第一号に」とあるのは「第八十二条の十第一項第一号に」と読み替えるものとする。

（特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継等）

第八十二条の十七 内国法人である特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ（以下この条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした内国法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継

（新設）

（新設）

ぎをした内国法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に
対する法人税を納める義務を承継する。

2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税に係る国税通則法又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立人について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた内国法人は、不服申立人の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立人の地位を承継した内国法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている税務署長その他の行政機関の長に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 特定信託の受託者である内国法人の信託財産について当該特定信託の各計算期間の所得に対する法人税につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

（青色申告）

第二百二十一条 （略）

2 特定信託の受託者である内国法人は、各特定信託について、納税地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を青色の申告書により提出するこ

（青色申告）

第二百二十一条 （略）

（新設）

とができる。

一 特定信託中間申告書

二 特定信託確定申告書

3 第一項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

一 五（略）

（青色申告の承認の申請）

第二百二十二条（略）

2（略）

3 特定信託に係る当該計算期間以後の各計算期間の前条第二項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することについて同項の承認を受けようとする内国法人は、当該計算期間開始の日の前日までに、その特定信託の名称、当該計算期間開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

4 前項の場合において、当該計算期間が次の各号に掲げる計算期間に該当するときは、同項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める日の前日とする。

一 特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約。次号において同じ。）の締結の日の属する計算期間（次号において、「第一計算期間」と

2 前項の承認を受けている内国法人は、次に掲げる申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書についても、青色の申告書により提出することができる。

一 五（略）

（青色申告の承認の申請）

第二百二十二条（略）

2（略）

（新設）

（新設）

いう。) 同日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか早い日

二 第一計算期間が三月に満たない場合における当該第一計算期間後の各計算期間(第一計算期間の翌計算期間から当該特定信託の契約の締結の日以後三月を経過した日の属する計算期間までの各計算期間に限る。) その契約の締結の日以後三月を経過した日と当該計算期間終了の日とのうちいずれか早い日

(青色申告の承認申請の却下)

第二百二十三条 税務署長は、前条第一項又は第三項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 前条第一項に規定する当該事業年度又は同条第三項に規定する当該計算期間に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第二百二十六条第一項(青色申告法人の帳簿書類)に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行われていないこと。

二 (略)

三 第二百二十七条第三項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受け、又は第二百二十八条第一項若しくは第二項(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したこと。

(青色申告の承認申請の却下)

第二百二十三条 税務署長は、前条第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書を提出した内国法人につき次の各号の一に該当する事実があるときは、その申請を却下することができる。

一 前条第一項に規定する当該事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が第二百二十六条第一項(青色申告法人の帳簿書類)に規定する大蔵省令で定めるところに従つて行なわれていないこと。

二 (略)

三 第二百二十七条第二項(青色申告の承認の取消し)の規定による通知を受け、又は第二百二十八条(青色申告の取りやめ)に規定する届出書の提出をした日以後一年以内にその申請書を提出したと。

(青色申告の承認等の通知)

第二百二十四条 税務署長は、第二百二十二条第一項又は第三項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(青色申告の承認があつたものとみなす場合)

第二百二十五条 (略)

2 第二百二十二条第三項の申請書の提出があつた場合において、同項に規定する当該計算期間終了の日(当該計算期間について特定信託中間申告書を提出すべき場合については、当該計算期間開始の日以後六月を経過した日の前日)までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものとみなす。

3 第二百二十一条第一項(青色申告)の承認を受けている内国法人が第二百二十二条第四項第一号に規定する特定信託の契約を締結した場合には、当該特定信託の同号に定める日の属する計算期間以後の各計算期間の第二百二十一条第二項各号に掲げる申告書を青色の申告書により提出することにつき同日において同項の承認があつたものとみなす。

(青色申告法人の帳簿書類)

第二百二十六条 第二百二十一条第一項又は第二項(青色申告)の承認を

(青色申告の承認等の通知)

第二百二十四条 税務署長は、第二百二十二条第一項(青色申告の承認の申請)の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

(青色申告の承認があつたものとみなす場合)

第二百二十五条 (略)

(新設)

(新設)

(青色申告法人の帳簿書類)

第二百二十六条 第二百二十一条第一項(青色申告)の承認を受けている

受けている内国法人は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第二百二十一条第一項又は第二項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

（青色申告の承認の取消し）

第二百二十七条 第二百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一、四（略）

2 特定信託につき第二百二十一条第二項の承認を受けた内国法人について次の各号のいずれかに該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に定める計算期間までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該計算期間開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法

内国法人は、大蔵省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

2 納税地の所轄税務署長は、必要があると認めるときは、第二百二十一条第一項の承認を受けている内国法人に対し、前項に規定する帳簿書類について必要な指示をすることができる。

（青色申告の承認の取消し）

第二百二十七条 第二百二十一条第一項（青色申告）の承認を受けた内国法人につき次の各号の一に該当する事実がある場合には、納税地の所轄税務署長は、当該各号に掲げる事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しがあつたときは、当該事業年度開始の日以後その内国法人が提出したその承認に係る青色申告書（納付すべき義務が同日前に成立した法人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一、四（略）

（新設）

人税に係るものを除く。）は、青色申告書以外の申告書とみなす。

一 当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が前条第一項に規定する大蔵省令で定めるところに従って行われていないこと。 当該計算期間

二 当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類について前条第二項の規定による税務署長の指示に従わなかつたこと。 当該計算期間

三 当該特定信託の計算期間に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由があること。 当該計算期間

四 当該特定信託につき第八十二条の十第一項（特定信託に係る確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたこと。 当該申告書に係る計算期間

3 税務署長は、第一項又は前項の規定による取消しの処分をする場合には、これらの規定の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が第一項各号又は前項各号のいずれに該当するかを付記しなければならない。

（青色申告の取りやめ）

第二百二十八条 （略）

2 特定信託につき第二百二十一条第二項の承認を受けている内国法人は、各特定信託につき当該計算期間以後の各計算期間の同項各号に

2 税務署長は、前項の規定による取消しの処分をする場合には、同項の内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。この場合において、その書面には、その取消しの処分の基因となつた事実が同項各号のいずれに該当するかを附記しなければならない。

（青色申告の取りやめ）

第二百二十八条 （略）

（新設）

掲げる申告書を青色の申告書により提出することをやめようとするときは、当該計算期間終了の日の翌日から二月以内に、そのやめようとする特定信託の名称、当該計算期間開始の日その他大蔵省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該特定信託の当該計算期間以後の各計算期間については、その承認は、その効力を失つものとする。

（特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付）

第百三十四条の三 内国法人の提出した特定信託確定申告書に係る法人税につき更正があつた場合において、その更正により第八十二条の十第一項第三号（所得税額等の控除不足額）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する税額を還付する。

2 第百三十三条第二項から第四項まで（確定申告に係る更正による所得税額等の還付）の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と、同条第三項中「確定申告書に係る事業年度」とあるのは「特定信託確定申告書に係る計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

（特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）

（新設）

）

第三百三十四条の四 特定信託中間申告書を提出した内国法人のその特

定信託中間申告書に係る計算期間の法人税につき決定があつた場合において、その決定に係る第八十二条の十第一項第五号（中間納付額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その内国法人に対し、当該金額に相当する中間納付額を還付する。

2 特定信託中間申告書を提出した内国法人のその特定信託中間申告書に係る計算期間の法人税につき更正があつた場合において、その更正により第八十二条の十第一項第五号に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その内国法人に対し、その増加した部分の金額に相当する中間納付額を還付する。

3 税務署長は、前二項の規定による還付金の還付をする場合において、これらの規定に規定する特定信託中間申告書に係る中間納付額について納付された延滞税があるときは、その額のうち、これらの規定により還付される中間納付額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を併せて還付する。

4 第三百三十四条第四項から第七項まで（確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付）の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「事業年度の第七十四条第一項」とあるのは、「計算期間の第八十二条の十第一項」と、同項第二号中「事業年度の第七十四条第一項」とあるのは、「計算期間の第八十二条の十第一項」と、「確定申告書」とあるのは、「特定信託確定申告書」と、同条第五項中「事業年度」と

（新設）

あるのは「計算期間」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と読み替えるものとする。

（国内源泉所得）

第百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 （略）

四 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は所得税法第二条第一項第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託の収益の分配

五 十一 （略）

（特定信託の契約の締結等の届出）

第百四十八条の二 内国法人は、特定信託の契約（一の約款に基づき複数の信託契約が締結される特定信託の場合には、その最初の契約）を締結した場合には、その締結の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に当該特定信託の約款の写しその他の大蔵省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

（国内源泉所得）

第百三十八条 この編において「国内源泉所得」とは、次に掲げるものをいう。

一 三 （略）

四 所得税法第二十三条第一項（利子所得）に規定する利子等のうち次に掲げるもの

イ・ロ （略）

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託又は公社債投資信託の収益の分配

五 十一 （略）

（新設）

二	その特定信託の名称
三	その特定信託の契約の締結の日
2	内国法人は、特定信託の信託事務の引継ぎを受けた場合には、その引継ぎの日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書に当該引継ぎの事実を証する書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
一	その納税地
二	その特定信託の名称
三	その引継ぎを行った内国法人の名称及びその納税地
四	その引継ぎの日
五	その引継ぎの理由
	第百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）、第八十二条の十第一項第二号（特定信託の確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）又は第八十二条の七（特定信託に係る外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の
	第百五十九条 偽りその他不正の行為により、第七十四条第一項第二号（確定申告に係る法人税額）（第百四十五条第一項（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額（第六十八条（所得税額の控除）（第百四十四条（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）又は第六十九条（外国税額の控除）の規定により控除をされるべき金額がある場合には、同号の規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額）、第八十九条第二号（退職年金等積立金確定申告に係る法人税額）（第百四十五条の五（外国法人に対する準用）において準用する場合を含む。）に規定する法人税の額、第百四条第一項第二号（清算確定申告に係る法人税額）に規定する法人税の額（第百条第一

規定による計算をこれらの規定を適用しなかった法人税の額)、
第八十九条第二号(退職年金等積立金確定申告に係る法人税額)(
第四百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合
を含む。)、に規定する法人税の額、第四百四条第一項第二号(清算確
定申告に係る法人税額)に規定する法人税の額(第百条第一項(所
得税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場合には
、同号の規定による計算を同項の規定を適用しなかった法人税の
額)若しくは第百十六条第一項第二号(合併確定申告に係る法人税
額)に規定する法人税の額につき法人税を免れ、又は第八十一条第
六項(欠損金の繰戻しによる還付)(第八十二条の十五第三項(特
定信託に対する準用)又は第四百四十五条第一項において準用する場
合を含む。)、の規定による法人税の還付を受けた場合には、法人の
代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下この編において同
じ。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は
、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれ
を併科する。

2 (略)

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)(第
百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合
を含む。)、第八十二条の十(特定信託に係る確定申告)、第八十
九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第四百四十五条の五(外
国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)、第四百四

項(所得税額の控除)の規定により控除をされるべき金額がある場
合には、同号の規定による計算を同項の規定を適用しなかった法
人税の額)若しくは第百十六条第一項第二号(合併確定申告に係る
法人税額)に規定する法人税の額につき法人税を免れ、又は第八十
一条第六項(欠損金の繰戻しによる還付)(第四百四十五条第一項に
おいて準用する場合を含む。)、の規定による法人税の還付を受けた
場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。以下
この編において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者でその違
反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

2 (略)

第六十条 正当な理由がなくて第七十四条第一項(確定申告)(第
百四十五条第一項(外国法人に対する準用)において準用する場合
を含む。)、第八十九条(退職年金等積立金に係る確定申告)(第
百四十五条の五(外国法人に対する準用)において準用する場合を
含む。)、第四百四条第一項(清算確定申告)又は第百十六条第一項

第一項（清算確定申告）又は第百十六条第一項（合併確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（合併確定申告）の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。